6　市長は、法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であって、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第七十の立入検査等実施報告書を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該立入検査等実施報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第百四十三条に次の一項を加える。

2　市長は、法第八十三条の二第一項の規定により液化石油ガス器具等を提出すべきことを命じたときは、令第十三条第八項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第百四十四条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「、都道府県」の下に「又は市」を加える。

様式第六十一（第一頁）及び様式第六十九中「都道府県知事」の次に「又は市長」を加える。

様式第七十中「都道府県名」の次に「又は市名」を加える。

（消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項に基づく都道府県知事の報告に関する省令の一部改正）

第五条　消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項に基づく都道府県知事の報告に関する省令（平成十二年通商産業省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令

第二条の前の見出し中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同条に次の一項を加える。

2　市長は、法第四十条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第三条第一項中「（次項及び次条において単に「経済産業局長」という。）」を削り、同条第二項中「報告書を、」の下に「当該都道府県の区域を管轄する」を加え、同条に次の二項を加える。

3　市長は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合は、令第十四条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第一又は様式第三による報告書を、当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4　市長は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合であって、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、様式第二又は様式第四による報告書を、当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第四条中「その旨を」の下に「当該都道府県の区域を管轄する」を加え、同条に次の一項を加える。

2　市長は、法第四十二条第一項の規定により特定製品を提出すべきことを命じたときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

様式第一から様式第四までの様式中「都道府県名」の次に「又は市名」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年三月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―二―六二

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一号(5)中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年三月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―六―七四

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

別表第一第十四号中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改め、同号(5)中「指導課長」を「療育支援課長」に改める。

別表第一第二十一号(3)中「設標船又は」を削る。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年三月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一七―一二八

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表公務員研修所の項中「所長　副所長」を「副所長」に改める。

別表第一の三の表内閣法制局の項中「総務主幹」を削る。

別表第一の四の表公益認定等委員会事務局の項中「次長」を「事務局長　次長」に改め、同表迎賓館の項中「館長」を削る。

別表第一の五の表内部部局の項中「部長」を「審議官」に改める。

別表第一の八の表証券取引等監視委員会事務局の項中「事務局長」を削る。

別表第一の十の表自治大学校の項中「校長　副校長」を「副校長」に改める。

別表第一の十二の表内部部局の項中「次長」を「部長」に改める。

別表第一の十七の表外務省研修所の項中「所長　副所長」を「副所長」に改める。